

加藤玄智の国家神道観

はじめに

新田 均
(皇學館大学)

今日多くの研究者が戦前の日本の政教関係を問題にする場合に「国家神道」という言葉を用いている。しかし、この言葉を明確に定義してから論を展開している論者はほとんどなく、むしろ論の展開の中で色々な要素を次々にならに投げ込んで行き、結局、定義をしないまま論を閉じている場合が多いように思われる。そのため、政教関係をめぐる裁判にしばしば登場する言葉であるにもかかわらず、どれだけの要素が揃えば「国家神道」と言えるのか、どの要素が欠けたら最早「国家神道」と呼べないのかは一向明らかでない。したがって、今後この分野の研究を確実に前進させようとするのであれば、差し当って、現在各研究者がどのような意味でこの言葉を用いているのかを整理しなければならぬと思われる。

本稿の背景には、このような基本的な問題意識がある。しかし、本稿はその究明を直接の目的とするものではない。本稿の意図は、その前提作業として、「国家神道」という言葉の源流を探ることにある。では何故、それが加藤玄智なのか、その疑問に答えるために、加藤の略歴の説明から始めることにする。

一、加藤玄智の略歴と従来の評価

加藤玄智は、大正から昭和初期にかけて活躍した宗教学者である。その略歴は、梅田義彦「加藤玄智」(『神道宗教』第四一号、昭和四〇年十一月)によれば以下のようである。

明治 六年 六月 東京府下、真宗寺院に生れる。

三二年 七月 東京帝国大学文科哲学科卒業。大学院入学、研究題目「知識と信仰」。

四〇年 八月 姉崎正治の一年間の海外旅行の穴埋めのため、東京帝国大学文科哲学科の講師に採用される。「宗教学概論」を講義(大正十年まで「宗教学」を教える)。

四二年 七月 東京帝国大学大学院卒業。「知識と信仰」によって文学博士の学位を受ける。

大正 元年 一月 明治聖徳記念学会を創立。

十年 四月 東京帝国大学における神道講座の開設にともない、同大学助教教授兼任となり、神道講座を分

担(助教教授・田中義能、講師・宮地直一)。

十三年 四月 国学院大学講師となる。

昭和 三年十二月 勅任官待遇。

四年 四月 国学院大学附属神道部教授となる(十三年三月まで)。

八月 三月 願いに依り本官並びに兼官を免ぜられる。

(以後、駒沢大学教授・大正大学講師・神宮皇學館臨時講師等を歴任)

四〇年 五月 死去。遺言により親族だけの真宗方式による葬儀となった。

加藤の業績を紹介あるいは評価した論文は、梅田「前掲論文」の他に、小口偉一「加藤玄智著『神道信仰要系序論』」(『宗教研究』三七―一、昭和三八年九月)、戸田義雄「神道と宗教学の展開」(『明治維新・神道百年史』第四卷、神道文化会、昭和四一年)、七沢賢治「加藤玄智」(『宗教学年報』二二号、昭和五一年)、津城寛文「加藤玄智―穩建中庸なる天皇教徒―」(田丸徳善編『日本の宗教学説Ⅱ』東京大学宗教学研究室、昭和六〇年八月)などがある。いずれも宗教学者が書いた論文である。それらに共通している加藤の評価は二つあって、一つは、C・P・テイラーの影響を受け、比較宗教学に立脚して神道を研究した最初の研究者であったということ。もう一つは、欧文の論文を書いて海外へ神道を紹介したということである。

このような宗教学上の業績の他に、加藤を語る場合には見逃せない重要な事柄がある。それは、彼の国家神道論(正確には、「国家的神道」論)が「神道指令」に大きな影響を与えたことである。この点は、既にW・P・ウツグード(『連合軍の占領と日本の宗教』「国際宗教ニュース」第三巻第五・六号、国際宗教研究所、一九七二年)や高橋史朗氏(「神道指令の成立過程に関する一考察」『神道宗教』第一一五号、昭和五九年六月)や大原康男氏(「神道指令の研究」原書房、平成五年)などによって指摘されてはいるものの、多くの人々の注目を引くにはいたっていないようである。そこで、どのようにして加藤の国家神道論が「神道指令」に影響を与えることになったのかについて、その概略を次に説明することにする。

二、国家神道論における加藤の位置

私は、現在のところ、「国家神道」という言葉の使われ方を、ごく大雑把に分類すれば、二つのタイプに分けて

理解することができるのではないかと考えている。一つは、①神社が国家管理されている状態のみを指す用法である。最近の業績で言えば、葦津珍彦氏の『国家神道とは何だったのか』(神社新報社、昭和六二年)や阪本是丸氏の『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)などは、このタイプに属すると思われる。もう一つは、②戦前の政教関係全体を指す用法である。村上重良氏の一連の業績(『国家神道』岩波新書、一九七〇年、など)や、村上氏とは内容的にはかなり異なっているとはいえ、中島三千男氏の研究(『明治憲法体制』の確立と国家のイデオロギー政策—国家神道体制の確立過程—『日本史研究』一七六号、一九七七年四月)などは、こちらに属すると思われる。

「国家神道」という用語は、戦前から使用されており、ここで指摘した二通りの用法も既に戦前から行われてきた。ただし、今日のように頻繁に使われていたわけではない。そして、どちらかと言えば、①の用法が主流であったように思われる。それが現在のように盛んに使われるようになったのは「神道指令」以後である。しかも、戦後は②の用法が優勢になった。

「神道指令」の中には、①と②の両方が混在している。①の用法は、指令の中で用いられている「国家神道」を定義した二の(一)にあらわれている⁽¹⁾。

本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派(国家神道或ハ神社神道)ヲ指スモノトシテ

The term State Shinto within the meaning of this directive will refer to that branch of Shinto (*Kokka Shintō* or *Jinja Shintō*) which by official acts of the Japanese Government has been differentiated from the religion of Sect Shinto (*Shūha Shintō* or *Kyōha Shintō*) and has been classified a non-religious national cult commonly know as State Shinto, National Shinto or Shrine Shinto.

他方、②の用法は「神道指令」の正式名称に表れている。それは「国家神道(国家神道、神社神道)ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件(Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto (*Kokka Shintō*, *Jinja Shintō*))」⁽²⁾と云われ、これに於いて、この指令に盛り込まれている内容は全て「国家神道」に関するものであるという解釈が成り立つことになった。そして、この指令には国家と神社神道との分離以外の多くの禁止事項が含まれていた。したがって、指令の名称に「国家神道」を用いることは、二の(一)の定義との間に齟齬を来すものであった。しかし、W.K.ハンスによれば「用語の問題は、この指令の中で、正確で明確な表現を達するまで考え抜かれることはなかった」(サッター著・阿部美哉訳『天皇と神道』サイマル出版会、一九八八年、一五頁)。このことが、それ以後、戦前の政教関係全体を指す用語としての「国家神道」が一般化する重大な転機となったのである。

この「神道指令」の起草者が、GHQ民間情報教育局・教育宗教課・宗教班の責任者であったW.K.ハンスであったことは一般によく知られている。そして、ハンスが参考にした書物には、D.C.Holtom『The National Faith of Japan』、W.G.Aston『Shinto, The Way of the Gods』、W.G.Aston『Shinto, The Ancient Religion of Japan』、Anezaki Masaharu『History of Japanese Religion』、Anezaki Masaharu『Religious Life of the Japanese People』、などがあり、「中でもハンスが熱心に読んだのは米国神道学者ホルトムの著書であった」(大原『前掲書』九頁)といわれている。そして、「神道指令にいう国家神道の定義がホルトムの神道観に全面的に依拠していることはほまちがいないまい」(大原『前掲書』三三六頁)と指摘されている。

D.C.ホルトムは、アメリカの宗教学者・神道研究家である。サッターは彼について「アメリカのもっとも

辛辣な神道の批判家はホルトム博士であつて、博士の所説が通俗化してアメリカ人の通説的神道観となつた(「ワッダード」連合軍の占領と日本の宗教「二八頁」と述べている。そして、このホルトムの国家神道観に重大な影響を及ぼしたのが加藤玄智であつた(高橋「前掲論文」五八・九頁、大原「前掲書」三三六―八頁)。つまり、「国家神道」には、加藤→ホルトム→パンズという系譜が存在するのである。結論をやや先取りして言うと、加藤は、神社を非宗教とする当時の政府の政策を批判し、神道は宗教であるとの立場に立って自己の神道論を展開した。そのキーワードが「国家的神道」"State Shinto"である。そして、この「国家的神道」"State Shinto"には、神社神道以外の要素が含まれていた。いやむしろ、そちらの方が本質であると考えられていた。この"State Shinto"をホルトムが自己の神道論に取り込み、それに影響を受けたパンズが「神道指令」に"State Shinto"を用い、それが和訳されたのが「国家神道」なのである。つまり、「国家神道」の②の用法は、加藤の神道論を源流として「神道指令」にまで流れ込んだと考えられるのである。それでは、加藤のいう「国家的神道」とは、どのような内容のものであり、その理論はどのようにして形成されていったのであろうか。

三、加藤の神道に関する主な著作と「国家的神道」論

先に述べた二つの問題を明らかにするために、神道に関する加藤の主要な著書を調べ、それを年代順に検討するという方法を採ることにした。梅田「前掲論文」に掲載されている加藤の著述目録から、神道に関する著書・論文を抜き出すと以下のようになる。

明治四五年 「我が建国思想の本義」

大正 八年 二月 * 「我が国体と神道」

十年十一月 * 「神社对宗教」(編集)

十一年 五月 * 「神道の宗教学的な研究」

十三年 「我が国体の特色と敬神の真意義」

昭和 五年 五月 「宗教学上より観たる神道の特異性」東京帝国大学宗教学講座創設二十五年記念会編「宗教学論集」

八年 四月 * 「日本人の国体信念」

八年 五月 * 「神社問題の再検討―神道の本義と我が国の教育―」

十年 九月 * 「神道の宗教発達の研究」

十年 十月 * 「神道の再認識」

十三年 一月 * 「神道精義」

十七年 三月 * 「神国民の知と行」

三十七年 一月 * 「神道信仰要系序論」

【英文】

大正十三年 A Study of the Development of Religious Ideas among the Japanese peoples. Transaction of the Asiatic Society of Japan, Tokyo. Vol. XXVI, Part I.

昭和 元年 * A STUDY OF SHINTO, the Religion of the Japanese Nation. (明治神宮記念会)

三年 The Three Stages of the Shinto Religion. The Japan Christian Quarterly, Vol. III, No. 2.

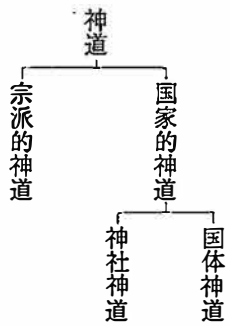
三年 Shinto Worship of Living Human Gods in the Religious History of Japan. Proceedings of the 17th International Congress of Orientalists at Oxford.

八年 Four Outstanding Features of Shinto. 『明治聖徳記念学会紀要』第三九巻、附載一一。

十年 What is Shinto? Japan Tourist Library:8.

以上の業績の内、筆者が入手出来たのは*印を付したものだけである。したがって、以下の考察によって得られた結論は、それらの範囲内に限定される⁽³⁾。

ところで加藤の数ある著作の中でもっとも大部のものであり、彼の神道論の集大成と考えられるのは、昭和十年九月に出版された『神道の宗教発達史的研究』である。この本の冒頭で、加藤は神道を次のように図式化している。



そして、この図を次のように説明している。「学問的に神道は之を二大別して、国家的神道と宗派的神道との両者とする事ができる。宗派的神道は目下十三派に分かれ、文部省の宗教局管下に属し、仏教及び基督教と同様に、行政上宗教として取り扱はれてをる。又国家的神道は学問上からは更に神社神道と国体神道との両者に小別され、此兩者共、政府当局は之れを宗教として取扱はないが、余が卑見を以てすれば、国家的神道も勿論宗教であつて、その外形形式の方面は主として神社神道として表はれ、その精神内容は国体神道として、古今一貫その存在を保持

して来てをると思ふ。国家的神道は神社神道としては内務省神社局の支配を受け、国体神道としては我が国民教育の根本義、その真諦を形成して、随つて文部省監督の下で、学校教育は何れも国体神道の精神に則つて実行されてをるし、政治の方面に於ても、此の国体神道の精神で我が国の政治は行はれてをるのである。此の事は帝国憲法の第一条(第三條の誤り—引用者註)、天皇は神聖にして侵すべからずの条項に於て見ることも出来るのである」(一・二頁)。

この説明を先の図に当てはめれば以下のようなになる。

神道—国家的神道と宗派的神道とに二分される。
 宗派的神道—十三派に分かれ、文部省の宗教局の管轄に属し、仏教やキリスト教と同様に、行政上宗教として扱われている。

国家的神道—神社神道と国体神道とに小別される。政府当局は宗教として扱っていないが勿論宗教である。
 神社神道—国家的神道の外形形式の方面である。内務省神社局の支配を受けている。

国体神道—国家的神道の精神内容である。我が国教育の根本義、その真諦を形成し、文部省の監督の下で学校教育はこの精神に則つて実行されている。政治もこの精神で行われており、そのことは帝国憲法の第三條に表れている。

これこそ、加藤の「国家的神道」論の簡素な要約であると同時に、その完成形態を示すものである。それでは、どのような過程を経て、この理論が形成されて行ったのであろうか。彼の著作を年代順にたどりながらこのことを明らかにしてみよう。

四、加藤の「国家的神道」論の形成過程

(1) 「我が国体と神道」

先ず最初に取り上げるべき書物は、大正八年二月に出版された「我が国体と神道」である。本書は、「神道」という言葉を冠した加藤の最初の著書であり、その主題は国体観念と神道との関係を明らかにすることにあつた。しかし、神道をどのように分類して理解するかについては未だ言及されなかつた。

彼は日本人の国体観念を三つに分けて説明している。一つ目は「天皇神位主義」である。加藤は、古来日本人にとって天皇は、ユダヤ人の「ヤーヴェ」、支那人の「天」に相当する地位を占めるものであつたと主張している(四頁)。二つ目は、「濠合家族制の思想」である。それは、国家を一つの大家族と見、天皇をその首長と考え、その血脈を重んじる思想である(三三頁以下)。三つ目は、一と二に基づいた「天皇の聖徳を仰ぐ思想」である。加藤によれば、君主の徳だけを重視する思想は、禪讓放伐思想に道を開くものであつて日本人の国体観念とは相容れなかつた(四九頁以下)。そして、この三要素が鼎足の状態にあることによつて日本は安泰となると主張した(六四頁)。

加藤は、この神たる天皇への日本人の忠誠心こそが神道の核心であり、これは宗教的感情なのだ⁽⁵⁾と主張している。その根拠として、彼は小泉八雲が「我國民の忠孝の精神を一種の宗教と呼び、之を忠孝教即ち *Religion of Loyalty* と称し、之を以て神道の極意にして、神道の神髓中核は實に此に在り」(七七頁)と解した事実を指摘している。したがつて、神道は単なる道徳ではなく、その本質は、天皇に神位を拜し、信仰に匹敵する忠孝という意識状態を有する「天皇教」に在ると主張した。(八〇頁)。

なお、この本において注目すべき点は、國民の天皇に対する忠誠心を宗教的な感情であるとする立場から、当時の教育が厳しく批判されていることである。すなわち、神道の宗教的側面が無視されていることが、現在の國民教育に於ける徳育問題にも影響し、國民道徳の不振、修身教育の不徹底という結果になつてゐるというのである(二六三・四頁)。そして、それは科学万能思想や実証主義思想の悪しき影響だと述べている(補説一五八―六四頁)。この点は、「神道の宗教發達史的研究」で述べられている教育に関する見解とは大きく異なつてゐる。したがつて、この点にも注意を払いながら論を進めることにする。

(2) 「神社对宗教」

次に取り上げる書物は、大正十年十一月に刊行された「神社对宗教」である。この書物については、加藤は編集にたずさわつただけで自身の論文は掲載していない。それでは、何故この書物を取り上げるのかといえば、それは加藤の神道の分類に影響を与えたと思われる井上哲次郎の「神社神道と宗教との關係」という講演が掲載されているからである。

井上はこの講演の中で神道を次のように分類して説明している。「現今の神道は兎も角も三部類に分たれると思ふ。一は国体神道即ち皇室を中心として国家的の儀式の行はれるのは是は国体神道であります。是は一の神道の重要な部分であります。或は最も重要な部分といつても宜いのであります。国体と絶つに絶たれぬ密接の關係にある神道の部分であります。もう一つは今晚御話いたさうと思ふ神社神道であります。是も国体神道となかなか密接な關係のある神道の部分であります。此方は神社を機関として成立して居る所の神道の部分であります。もう一つの神道は宗派神道であります。是は現今十三派に分れて居る…」(三三頁)。

「政府に於て行政上からして宗派神道だけを神道と認めて居ります。神社局は内務省にあつて宗教局は文部省に

ある、元は内務省関係が今は文部省で管理して居る。此方では仏教並に神道に関係を有つて居りますが、神道の総てなく国体神道、神社神道は宗教局の関する所でなくして単に十三派に關する宗教が宗教局で取扱はれて居るのであります。行政上からは宗派神道だけが宗教と看做されて居つて国体神道並に神社神道は宗教とは看做されて居らぬのであります。宗教としないのが政府の現今の立場であります。：一番大切なものは国体神道で、其から神社神道、宗派神道は価値の点に於ては第三位に位し居るものと私は思ふ(四頁)。

「私等は宗教学上からしてどうしても神社神道といふものは宗教であるといふ考であります(六頁)。

「国体神道は大切であるけれども普通の人民は之に接する機会が無い。大嘗祭であるとか、或は御即位の際の如き、時折あるけれども滅多にない。賢所の参拝などにも一般には接することがない。国体神道の儀式には折々接することがあるけれども普通には接する機会がないのと僻遠の地方に於ては殆ど之に接する機会がない(一六頁)。

この井上の講演において最も注目すべき点は、神道を「国体神道」「神社神道」「宗派神道」の三つに分類していることである。しかし、「国体神道」の内容は、後の加藤の議論とは異なつて、皇室祭祀を中心とした国家儀式とされ、一般人民には縁遠いものとされていた。

(3) 「神道の宗教学的な新研究」

「神社对宗教」が出された翌年(大正十一年)に出版されたのが、加藤が宗教發達史的観点から神道を取扱つた最初の著述である「神道の宗教学的な新研究」である。この中で、論の展開の基礎となつている日本人の国体觀念についての見解は「我が国体と神道」と全く同じであり(二六二頁)、これ以降の著書においても変化は見られない。本書の著しい特徴は、井上哲次郎の説に依拠して神道の分類が初めて示されたことである。しかし、この時点

ではまだ「国体神道」と「神社神道」の区別はあいまいであり、両者を統合した「国家的神道」という概念も現われていなかった。

加藤が井上の説を自己の論理に取り入れたことは、天皇を神と見る思想を説明して、「神道を三方面から、分類した国体神道、神社神道、宗派神道(井上哲次郎博士の分類)中、その国体神道の精粹を表はしたものである。」(二四五頁)と述べていることから明らかである。

しかし、加藤における「国体神道」は、井上とは異なつて、彼のいう「天皇教」「忠孝教」と同じものであった。「日本人の此精神、即ち神位を履み給ひ我が族父の長に存す列聖に対する斯の国民精神を、名づけて私は忠孝教又は天皇教Mikadoinismと呼ばんとするのである、而てこの天皇教若くは忠孝教こそ、：我列聖に対する日本人の欽仰心の発現であつて、之れが即ち大和魂の精華である、：斯かる現人神に対し奉つて、宗教的熱誠を以て発現する大和魂は、即ち神道の大精神であり其最も大切なる本質である、之が今日に尚生命ある神道の神髓精華に外ならぬのである。：井上(哲)博士は曾て之れを国体神道と命名されてをる(二七二・三頁)。また、別のところでは端的に「忠孝教即ち国体神道(二七八頁)とも述べている。⁽⁶⁾

しかし、別のところでは「天皇教若くは忠孝教とでも称す可き所の国体神道神社神道(二八四頁)、「井上博士の所謂国体神道(従て神社神道)(四〇二頁)といった表現が見られ、「国体神道」と「神社神道」とは必ずしも明確に区別されていなかった。また、本書の目次「第七章 神道(一)国体神道、神社神道)の宗教学的な研究結果と我が憲法上の信教自由の問題」、第七章「第二節 神道(一)国体神道、神社神道)と他の輸入教との關係」、同章「第三節 神道(一)国体神道、神社神道)は眞の意味に於て又唯一独自の意味に於て我が国現下事実上の国教」に端的に表現されているように、「国体神道」と「神社神道」を統合する「国家的神道」という概念は未だに設定さ

れていなかった。

ところで、本書においては、当時の教育行政・神社行政に対する批判が、さらに詳しく、いっそう厳しい口調で繰り返されている。「文部内務両省の当局者に於ては、神道若くは神社の一方面である世俗的・道徳的方面の宣伝のみ力を注いでをると云うのが現今の実況……」(三二七頁)。

「世の教育者等の間に、屢神道又は神社が、当局の苦衷の存するものあるに闕らず、国民道徳上實際に役立つことの少ないのを嘆息する声が、可なり大きいのを聞くのである、之れは全く神道若くは神社の宗教的方面を全然無視して単にその道徳的方面のみから、神道若くは神社本来の性能を發揮せしめ、その成績能率を挙げようとするかの事であると思はれる」(三三三頁)。

「今日の学校教育で鼓吹されてをるのは、その道徳的方面である、追を慎み遺を追ふ精神から、祖先の遺徳追慕と云ふことを中心とし、生きてをる父母を大切にすると同一の精神を以て、その延長として、逝ける父母へ事へ、死に事ふることに生に事ふるが如くせよと教ふるのが、今日実証主義positivismの教育界に行はれてをる祖先崇拜では無くして、先祖追慕先祖記念である、之れを云ひ現はすに、世間では能く祖先崇敬祖先尊崇などと云ふ語が用ひられてをる、此意味での祖先崇拜ならば、唯物論者でも実行の出来る祖先崇拜である」(三三四・三五頁)。

また、本書において初めて、帝国憲法の規定する信教の自由に対する加藤の解釈が示された。それを要約すれば以下のようなものである。「我が憲法の第二十八条は、決してさう云ふ無条件の信教自由を与へた訳では無い」(三七八頁)。「国体があつて憲法生れ、而して斯かる憲法に依つて保証された信教の自由なるものは、当然さう云ふ国体を予想した上に於ての信教の自由であると云ふことは云ふ迄無い。尚之を具体的に云へば、我が国体の一大要素である神道―国体神道神社神道と云ふ一種獨特の我固有の宗教を予想した上に於て、外来の各宗教に、付与せられた、信教

の自由であると、解釈しなければならぬ、故に苟も日本人である以上は、生まれながらにして、当然神道―国体神道神社神道の信者であり、又必然的に這種の神道信者で無ければならない、換言すれば日本人には、神道―国体神道神社神道の採用不採用の自由、即ち選択の自由は無い。唯宗教選択の自由があるのは、神道―国体神道神社神道以外の宗教に就いてのみのである」(三八六・七頁)。ここで述べられている解釈は、基本的には変更されることなく以後の著作に引き継がれていった。

(4) "A STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation"

ついで、次に出されたのが「A STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation」という英文の書物で、昭和元年に明治聖徳記念学会から出版されている。この書物の特徴は、第一に外国人のために書かれたということであるが、ここで初めて、国体神道と神社神道の区別が明確にされ、両者を統合する「国家的神道」(State Shinto)という概念が登場した。さらに、それまでの書物においては、教育行政が実証主義的であると批判されていたが、ここでは、国体神道は「教育勅語」によつて表現され、学校において繰り返して教えられると説明されている。管見によれば、加藤の著書において、国体神道と教育勅語が関連づけられたのは、これが最初である。それでは、神道の分類について述べた INTRODUCTION の部分を引用してみよう。

Two Main Divisions of Shinto

—The Sectarian Shintō and the State Shintō

There are thirteen Shintō sects now living and officially recognized as religions in Japan, on the same footing as Buddhism and Christianity. . . .

State Shintō, termed by certain foreign scholars patriotic Shintō, is subdivided by some Japanese scholars into two parts: one is called Jinsha (Jinja) Shintō, which is concretely represented in the Shintō rites performed by Shinkan and Shishoku or Shintō priests who are all secular government officials *in jure* in Jinsha (Jinja) or Shintō shrines — buildings in the plain, simple style of old — dedicated to Kami or Shintō deities, while the other called Kokutai Shintō consists of ethical teachings or moral instructions inseparably connected with the unique national organization and history of the Japanese people, formulated in the "Edict on Education" issued by the late Emperor Meiji in the year 1890 (about the middle of the Meiji Era), and now inculcated in schools throughout the Empire.

So far as State Shintō is concerned, it may be taken as a kind of national ceremony and teaching of Japanese morality, and to that extent it might be called secular, and non-religious, but, as investigation proceeds, the truth will appear that even this State Shintō, which some Japanese go so far as to speak of as no religion at all, is in reality nothing short of evidence of a religion interwoven in the very texture of the original beliefs and national organization of the people, camouflaged though it may be as a mere code of national ethics and State rituals, and as such apparently entitled only to secular respect.

The present writer, as his readers will soon be informed, advances the view that Shintō — the State Shintō as well as the Sectarian Shintō — is in very truth a religion, *i.e.*, the original religion of

the Japanese people, or, otherwise stated, the religion of the Japanese people from the very beginning down to the present time. (p.2-3)

この本において、加藤の「国家的神道」論の基本的な構造が固まったと思われる。したがって、以後の著作は、それに対する部分的な追加・修正といったものである。

(5) 「日本人の国体信念」

次に出された書物は、昭和八年四月の「日本人の国体信念」である。この本の特色は、神社神道の内容がいつそう具体的に説明されていること、国家的神道の聖典が列挙されたこと、教育に対する不満が持続していることなどである。

まず、神道の分類については、次のように述べられている。「日本では、皇道即神道、神道即皇道と云ふことになるのである、何となれば、日本の道は神皇の道であり、同一天皇を人として見奉れば君即ち皇の道、即ち皇道と云ふことになり、之れを神として見奉れば、神の道、即ち神道と云ふことになる…但し皇道即神道と見ることの出来るのは、神皇奉戴と云ふ我が建国の根本精神から由来するのであるから、詳しく云へば之れは国家的神道と呼ぶ可きものであつて、その本質は我が建国の精神、国体其のものに淵源してをる、此の故に、その無形の本質、形而上の方面は国体神道と云つて然る可きものであるし、その形而下の具体的表象は神社の建物に於て表はされてをるので、此方面は神社神道と称して差支無く、此神皇教国体神道が具体的に表はれた神社の好典型は、旧い所では伊勢皇大神宮であり、新しい所では明治神宮である、その他國幣社より府県郷村社の末に至る迄、皆この国体神道を、多かれ少かれ、象徴してをるものである。而もその支流末派に至つては、河川の下流必ずしも、その水清澄と云ふ

ことが出来ない様に、それは今日の知識から見て、迷信と云ふ非難を受く可き分子の存在を絶対には否定出来ぬ点もある、斯る神社の弱点は大に改善を要する点であることは申す迄も無い」(三三・四頁)。

国家的神道の聖典については、次のように述べている。「神皇教の聖典は近くは明治天皇の下し賜はつた教育勅語、軍人勅諭、戊申詔書、さては帝国憲法の如きものが皆是れであつて、遠くは聖徳太子の十七条憲法の如き、亦国家的神道の聖典と称することも出来よう、否旧約聖書の創世紀を初め、所謂モーゼの五書の如き書物が、宗教の聖典と称し得るならば、記紀の神代の巻の如き、亦同一の意味で国家的神道の聖典と称することが出来よう」(七五頁)。

さらに、教育については、次のように述べている。「我が国の教育は皆源をこ、(国家的神道の聖典―引用者)に発し、又こ、に帰着す可きもので、日本の教育の大本は、初等中等教育でも、高等教育でも軍隊教育でも、一にその基礎と指導原理とを此に取り来らねばならぬ、換言すれば日本国家の教育は神皇信仰の涵養に帰着するものと謂ふ可きである。此の信仰の涵養にして、その功を奏せんか、日本の教育はその目的を達成したものである、此の信仰にして日本国民の頭脳に沁み渡らざらんか、その教育は失敗に終わつたものと謂はなければならない、而も翻つて現代思想界の趨勢を達観するに、神皇信仰の涵養が十分その功を奏し得たとは未俄に断言し易からざるものがあるのである、否寧ろ社会の一隅にはその反対な逆風さへ吹き荒んでをると謂はねばならぬ、彼の虎門事件は如何、我が国体の本性を知らず真相に達せず、冗談にも我が祖國ロシアなどと公言する闇愚者流を出した共產党事件は如何、数へ来れば寒からずして尚肌に粟し、今日日本の教育がどれ程迄、その所期の目的を達してをるか、甚疑無きを得ぬのである」(七五―七頁)。

(6) 「神社問題の再検討―神道の本義と我が国の教育―」

昭和八年五月に出版された「神社問題の再検討―神道の本義と我が国の教育―」は、昭和七年に起きた上智大学事件に代表される学校における神社参拝問題等、神社对宗教の問題が頻発する状況の中で、それらの解決を目指して書かれた。本書の基本的な主張は、こうした神社をめぐる問題が頻発する状況を政府が従来とつてきた神社神道非宗教論の波紋として捉え、国家的神道を正堂堂と国民誰もが信仰すべき国教であると宣言せよというものであった。

それでは、これまで分析してきた事柄との関連で、本書の特色を指摘することにする。まず、本書においては、どういふわけか用語の混乱が著しい。つまり、加藤の解釈からすれば、本来並列されるはずのない「国家的神道」と「神社神道」とを並列させた記述が多く見られるのである。「国家的神道、神社神道」(七五、七八頁)、「国家的神社神道」(七五、九六、九九、一〇三頁)、「神社神道国家的神道」(七五頁)、「国家的神道又は神社神道」(八六頁)、「国家的神道随つて神社神道」(九六頁)、「神社神道広く云へば国家的神道」(一〇三頁)。

何故このようなことを指摘するのと言へば、加藤の影響を受けたとされるホルトムに関して、「形としては加藤の神道の区分を採用しながら、「神社神道」と「国体神道」の腑分けを十分理解できず、「国家神道」と「神社神道」を短絡的にイコールとした」(大原「前掲書」三三八頁)との指摘がなされているからである。ホルトムが加藤の理論を十分に理解できなかったのか、それとも、加藤自身の用語の混乱に惑わされたのかについては、あらためて検討を要する課題であると思われる。

次の特色は、明治神道行政史の概説を行っていることである。その中で、加藤は、明治元年から明治三年頃までを「神社神道国教時代」(四頁)と呼び、「事実国家的神道の国教時代であつた」(五頁)としている。次に、明治

五・六年の教部省、教導職、大教院が設置された時期を「神仏二教の奇妙な機械的な亦姑息な妥協が新たに成立した」(五頁) 時期と位置づけている。しかし、この妥協は長続きせず、明治八年の大教院の解散、十一年の教部省の廃止、明治十七年の教導職の廃止という一連の政策によって、「政府は漸く仏教と云ふ宗教と手を分つ端緒を作った」(六頁)。このような過程で、神社から次第に宗教味が除かれ、「神社は表面国家的儀礼の執行所」(六頁) のようになって来たため、神道の宗教的方面を重んじる者たちは宗派的神道として独立して行った(この独立は明治九年の黒住教の独立に始まり、四十一年の天理教の独立によって終了した)。こうして、仏基二教や宗派神道は政府が直接関係する国務ではなくなり、国家的神道だけが国家的世俗的事項として政府の司るところとなった。

そして、二十二年の帝国憲法の公布によって、信教の自由が保障され、「斯くして政教の相関が、法律的に明確に規定されるに至った」(六頁)。さらに、「明治三十三年には内務省の社寺局を廃して、神社局と宗教局との二局に分ち、更に大正二年には、その宗教局をも文部省に移管し、神社局のみを内務省に属せしめ、前者は宗教をのみ監督し、後者は神社の事のみを司る課局となり、益々神社の為に、宗教圏外に、その安全地帯を設けた形にはなつた。斯くして仏基二教の如き既成宗教と神社の如き国家的神道とは、截然峻別されるに了つた」(七頁)。要するに、「明治十七年頃から始まつて、明治廿二年憲法公布に半ばし、大正二年神社局と宗教局との分離移管に終つて、神社と既成宗教との永の訣別が完成した」(十一頁) というのである。

このような近代神道行政史に関する記述は、今日のおける解釈の枠組みと基本的に異なるところはない。したがって、この説明は今日の研究の出発点に位置するものであると思われる。

ところで、加藤は本書の中で、教育界や神社界に実証主義や神社神道非宗教論が浸透するのに影響力のあつた人物をあげている。それは、「進化論と唯物論の立場から神道を考察して、…神社神道は之れを宗教圏外に置かざる

■

可らずと主張」(九・十頁) した帝国大学総理・加藤弘之男爵、「柔道道場たる講道館を経営し、宗教に代へるに体育を以てして、其部下の青年を多年薫陶」(十頁) した東京高等師範学校校長・加納治五郎、帝国大学総長・文部大臣を歴任した菊池大麓、「漢学仕込の頭脳を以て宗教など、眼中に無く、孔夫子の不可知論に養はれた漢学者流の立場から神社を見、神道を解釈」(十頁) した全国神職会長・江木千之らである。このような人々の思想的影響によつて、「神社神道は宗教に非ずの一点張りで行かんとする神社対宗教問題の解釈が、一種の官学、一種官許の神道神学として、今日迄勢力を独占し来つた」(十頁) と説明している。

また、本書においては、神社神道が四つに分けて詳しく説明されている。第一は伊勢神宮をはじめとする国体神道の典型とされる神社である。「独り皇大神宮のみならず、生前既に天の^{おしかみ}天神に在した神武天皇を奉祀した橿原神宮、明津神たる桓武天皇を奉祀した平安神宮、近くは明治天皇を奉祀した明治神宮の如き、国体神道の最も適切な具体的象徴たる神社神道の典型である」(二二九頁)。

第二は国家に功績のあつた人物を祀つた湊川神社(楠木正成)、護王神社(和氣清麿)、天満宮(菅原道真)、松陰神社(吉田松陰)、乃木神社(乃木希典)などの神社である。

第三は自然崇拜に由来するの神社であり、これについては次のように説明している。「日本人の宗教意識は、神人同格数であつて、人間を通して神の光を見る流儀の宗教であるから、斯る神は過境的絶対的で無く、相即的内在的である。故に人間を通して、人間の中に神の光を見る以上は、又自然を通して、天然現象の中に、神の光を見て来るのも、亦自然の数である。此に於て古代の日本人は先づ多神教の形を以て、国土山川日月等の天然物素に神を写象して、記紀の神話に現はれた天然神の發生を見、更に仏教と接触するに至つては、次第に多神教から万有神教即ち汎神教に向つて開展発達して来てをる」(二三〇頁)。

最後が迷信に基づく神社である。これについては、次のように主張している。「辺陲の地に在る叢社小祠に至つて、必ずしも今日の時代知識、社会通念から云つて、迷信の劣位に伍してをるものも全然無いでは無い」(二三三頁)。「這種神社神道をも一括して国家の宗祀とし、苟も日本国民ならば、迷信の府たる觀の有る神社にも、嫌や応云はず参拝を強要するに至れば、今日教養ある日本人、新しい教育に目覚めた日本国民は、能くその心に満足して神社参拝を実行することが出来るかどうか、恐くさう云ふことは不可能に了はることは理の当然であらう。故にかく迷信化した神社の併合淘汰は、随時随所に行はなければならないのである」(二三三頁)。

また、憲法二十八条については、これは輸入教のみ適用される規定であつて、固有教である国家的神道には関係のない規定であると述べて、「神道の宗教学的な新研究」における主張を一層明確化している(二七八、一八三頁)。さらに、教育行政に関しては、次のように述べている。「国家的神道の精髓は国体神道で、その聖典の一は教育勅語であると云つても宜しい。而て教育勅語は学校教育に於て、常に拝読されてをるのであるから、今日我國の教育の組織上、国民的宗教の教育は、各学校で実施されてをる訳である。而も唯その欠けて居る嫌の有る点は、神皇拝戴の真精神が、従来は十分に發揚されて居なかつた事である」(二四五頁)。この記述から、これまで加藤が一方では、教育は国体神道に基づいて行われていると言いつながら、他方においては、国体神道を教えないと批判して来たことの真意が明らかになった。つまり、当時の教育は「教育勅語」など彼が国体神道の聖典であると位置づけたものを教えている。その意味では国体神道に基づいていと言えり。しかし、これを教える者たちの意識は実証主義的であつて、国体神道を教えているという自覚はない。その意味では、国体神道は教えられていないのである。

この認識に立つて、彼は国体神道を中心に捉えた宗教教育を提唱している。「今日の如く、教育が宗教と絶縁した結果、所謂赤化思想が跋扈するのに狼狽し出し、無闇に之を嚙い止めようして、教育と仏基二教などの合縦連衡を策し、我が国の教育界は無定見にも、唯漫然として或は基督教と云ふ様に、その教育界に矢鱈に成立宗教を輸入して来つて、我が国の教育を補助せよとするが如きは、百害あつて一利無い事と思ふ。…国家的神道を以て我が国民教育の根本を定め、この根本になる国家的神道精神の宗教を通して、被教育者に国民的宗教意識を喚起し、之を補ふに仏基二教の如き世界的な宗教情操の涵養を以てせば、此に日本に於て教育との麗はしい同盟が完成され、その国民教育の上に資すること多大なものであらうと考へる」(二四六頁)。

最後に指摘しておきたいことは、彼が国家的神道を国教として認知せよと強固に主張しはじめた動機についてである。そこには、神社神道非宗教論の波紋によつて、神社神道は追い詰められ、宗教として消滅の危機に瀕しているとの認識があつた。

確かに、神社神道非宗教論は、主張されはじめた当初は「賢明な政策であつたので、一時此の方策は成功し、神社対宗教問題は小康を得たやうな有様であつた」(四四頁)と彼は言う。しかし、「時世は變々と進歩する。学問研究も次第にその視野が広げられる。十九世紀以降東西兩洋の文明は長足の進歩をした。宗教学は最早かう云ふ風に神道信仰神社神道を以て、宗教に非ずとする立場を是認し得ない様にさして来た。…そこで今日では神官神職の人でも、腹の奥底を叩けば、神社神道が宗教であると云ふことを是認しない人は先づ無い様になつた。」(四四頁)。

こうした状況の変化は次のような困難を政府に突き付けることになつた。「神社神道非宗教論を捨て、宗教なりと公言せんか、明治十七年頃から次第に取り来つた伝統的な神社非宗教論を、一朝にしてかなぐり捨てることになり、天下にその不信用を告白すること、なるのみならず、当局の解釈からすれば憲法第二十八条の信教自由の箇条の説明に窮すること、なり、神社神道が宗教と云ふことになれば、仏基兩教の如き他の宗教と共に、神社参拝も

亦各人の勝手たるべしと云ふことになりはしないか、勿論憲法第廿八条を解することは、法律一点張の頭腦、宗教学の認識不足から生じた一種のアンチノミーだと思ふが、かう考へた結果、当局は、飽く迄神社神道非宗教で推し通うさうとする。そこで反対論者は、その隙に乗じて、然らば当局はその平素の主張通り、神社神道非宗教の実を挙げて貰ひ度い。神社の御守札御祈禱の如きは、早速禁止して欲しいと主張する。斯くして神社神道は次第に去勢され、影が薄くなり、遂に解消に瀕して行く。さうなれば神社存立の余地がなくなる。これでは神社がたまらない。当局は神社の為に計つて忠ならんとして、却つて神社を窮地に陥れ、斯る不結果を見るに至る。こゝに当局の神社対宗教政策は破産に瀕した(二八五・六頁)。

以上、これまで検討してきたような思索の蓄積の上に、「神道の宗教発達史研究」の冒頭における簡素な要約が現れたのである。

(7) 「神道の再認識」

「神道の再認識」は「神道の宗教発達史研究」が出版された翌月、昭和十年十月に刊行された。本書の執筆動機は、満洲事変をきっかけとして日本精神の闇明とか、国体明徴とかいう標語が広まり、神道を知りたいという日本人が増えてきたので、中間知識層を対象として神道の概説を行うことであつた(七頁)。

本書においては、教育行政に対する一見矛盾する評価が、鮮やかな対照をなして述べられている。「神社問題の再検討」のところ述べてきた筆者の理解を補強する意味で、この点を詳しく見てみることにする。まず、国体神道による教育が行われているとの主張としては、次のような記述がある。「神社は仏基一教の如き宗教の圈内から脱出し、神社神道に依つて具体化されたその神道の精神本質は、国体神道として、国民教育の中に、大、中、小の諸学校で教へられる様になつた」(二二頁)。「国体神道は、文部省配下の学校教育の中に、被教育者の頭脳を涵養してをる」(二二五頁)。

他方で、「明治の教育は、事実宗教排斥で、随つて科学万能主義から、唯物論に、實際は傾いてゐた」(三〇八頁)とした上で、自己の体験もふまえながら、国体神道による教育がなされていなかったことを次のように述べている。

「成程学校では、教育勅語を式日に奉読する。然しその教育勅語を降し賜はつた明治天皇は明津神現人神に存す神皇であると云ふことが、どの程度迄生徒に徹底してをたらうか。又教育勅語中に拝する吾が皇祖皇宗がどの程度迄神皇の義を含むことを生徒に教へられて居らうか。神皇に存す明治天皇も、神皇に存した皇祖皇宗も、皆単なる人君として、被教育者に伝へられてをたのである。著者が中学時代の記憶を呼びしても、高等学校や大学の時代を振り返つて見ても、一向神皇の語さへ使用した教師が一人も居られなかつたことを遺憾とする」(三二〇頁)。

「従来は日本の族父(父長)制度を大声疾呼した大学者はあつた。而も神皇拝戴の事実には一言も触れて居なかつた。此の従来過つて閑却されてをた点こそ、我が国体成立の神髓中核を成遂するものである」(三二五頁)。

「我が国明治以来教育界の通弊は、その実証主義、科学万能主義で在り、それに加ふるに、迎合外交と追隨教育の弊は、教育勅語に仰せられた皇祖皇宗を解するに、単なる人間としての祖宗、即ち人祖先宗に外ならないものと、之を解し奉つてをた。斯く解して自他共に怪まなかつたのである」(三二二頁)。

そして、我國の教育の当事者は、忠君愛国教育が、実は宗教教育であることに気づかなかつたとして、次のように述べている。「日本は古今神皇拝戴を以て国を建てて来たのである。それが我が国体の神髓中核であり、大本核心である。…そこに既に我が国教育の大本が宗教的に出来てをるのである。それが又我が国教育の根本である以上、我が国の教育は、実は既に御注文通り、教育と宗教との握手を事実やつて来て仕舞つておるのである。唯それを今

日迄教育当局が気注なかつた丈の事である。否気注いてをつても、明治以来外来宗教との関係など、色々複雑な事情に捕はれて、それを事実通りに、中外に宣明出来なかつたのである」(三二四頁)。

「我が国の教育当事者は、従来教育勅語の御趣旨に則り、忠君愛国主義の日本教育の中に、日本的な宗教々育が施されつつあると云ふ事実⁽¹⁾に気注かず、又さう云ふ事実⁽¹⁾に気注いたとしても、従来の外国追随教育の余弊を受けて、それをシチ匿くしに隠して、容易にその事実を言明しないのを以て、明治以来伝統的に、所謂官史の賢明政策としてをつた」(三二七頁)。

憲法第二十八条については、神皇拝戴を拒否する宗教は禁止してもかまわないと主張している。「日本臣民にして、若し神皇拝戴を肯ぜざる者があつたとすれば、それは国家の安寧秩序を妨げないであらうか、又臣民たるの義務に背かないと云へるだらうかと云ふことである。それは勿論云ふ迄もなく、安寧秩序の妨害となり、臣民たる義務をも欠いてをることは明らかである」(二〇二頁)。

「古今神皇拝戴に終始してをる国家的神道と相容れず、神と皇とを兼ね備へられた日本の天皇に、その皇の方面は認めるけれども、神の方面は我が宗教信仰上、決して之れを採用することが出来ないなどと主張する外来の宗教は、仏教たと基督教たと、将回々教たるを問はず、何れも皆我が国体に契合せぬものである。故に斯る宗教は全然之が日本国内の布教を禁止すべきことは大垣市がワイドナー女史に対して採つたと同一方針に出づ可きである」(二二七頁)。

そして、第二十八条は世界宗教だけを対象にしたもの、海外から来る伝道教の為に設けられた障壁条項であつて、日本の国民的宗教である国家的神道は、その対象外であるとの主張を繰り返している(二四一―二五頁)。

しかし、神社の強制参拝には反対、いやむしろ、それは無意味である考えていたようである。「内心の自発性に出来ない神社参拝、換言すれば、神社参拝の強要、そんなことで、神社に参拝した所で、元来人々の本心の問題に属する神社参拝問題を、外部から、官権の圧力などで、強制的に執行せんとするが如きは、全く神社参拝の真意に契はないものである。強請されて僅にやる様な神社参拝なら、参拝した所で、無意義な肉体的動作たるに止つて、何等精神的価値の無いものとなつて仕舞ふ。そんな無意味な神社参拝なら、いつそ止めて仕舞つた方が可い。それを強制的にやらかした所で、それを受けられる神様も決して御喜にはならないだろうし、やる方から云つても、精神はもぬけのからであつて、全く無意味な物理的動作に過ぎなからうと考へる」(一九八頁)。

(8) 「神道精義」

最後に取り上げるのは昭和十三年一月に出版された「神道精義」である。この本の特徴は、訳語である「宗教」についての考察が行われ、これに基づいて第二十八条に対する新しい解釈が付け加えられていることである。

官見によれば、「Religion」の訳語としての「宗教」の成立史を研究したのは、本書が最初ではないかと思われる。しかも、加藤は神社神道との関係で、このことを問題にしている。⁽¹⁾その成立史自体についての詳しい検討は、本書の第三編・第三章・第三節「宗教てふ翻訳邦語成立の史的意義」を見ていただくこととして、ここでは、その論旨だけを要約する。

加藤は先ず日本や支那の典籍に見える「宗教」を検討して、「所謂宗教は、今日我々が英(仏独)語のリリジオン Religion (Lat. Religio) から、新に訳出した宗教の語義とは大に違つてをって、仏教家の用法に由る宗教の語は、仏教と云ふ一宗教の説く宗旨の教ぐらゐの意味と思ふ」(二八七頁)と述べている。つまり、本来の「宗教」は、仏教用語であり、その「仏教と云ふ一宗教の説く宗旨の教ぐらゐの意味」だったというのである。

ところが、文明開化とともに、『*Paganism*』をどのように訳すかが問題となり、「徳教・法教・宗旨・宗門」などが用いられたが、キリスト教界の長老である「小崎弘道氏著、宗教要諦が刊行されるに及んで、リリジョンの邦語訳宗教なる言葉の普及に大に馬力を掛けた」(二八八頁)。

この訳語「宗教」の最も確実な初見は、文部省宗教局在勤の相原一郎介の調査によると「明治二年己巳年正月十日(一八六九年二月廿日) 神奈川で調印済になつた日本と独逸北部連邦との修好通商航海条約の文面」(二九三頁)においてであった。この条約の文面は在留ドイツ人に信教の自由を認めたものであったが、ここで用いられた「宗教」について、加藤は次のように主張している。「ここに大に注意を要することは、この宗教と云ふ文字の訳語に含まれた意味である。」「其自国の宗教」と云ひ、「其宗教」と云ひ、何れも皆基督を意味するものである。又七一雜誌や小崎氏の著、宗教要諦にしても、皆基督教徒の手に成つたもので、その中にある宗教は、主として基督教に重点があつたことは云ふ迄も無い」(二九三・四頁)。つまり、訳語「宗教」においても、それは基本的にキリスト教を指す用語だったというのである。

続けて彼は次のように説明している。「当時欧州諸国でも、宗教と云へば、基督教の事で、其他は実は宗教でない。基督教だけが真の宗教で、その他の宗教は偽贗の宗教である、宗教の実無きものであると考へてをつた頃である。回々教は勿論の事、仏教と云つても、やはり此偽贗の宗教即ち真の意味の宗教で無いと思はれてをつた頃である。これ程、宗教学の研究などもまだ進んで居なかつた」(二九四頁)。訳語云々以前に、そもそも当時は *Paganism* そのものが依然としてキリスト教中心の言葉であつたというのである。

このような分析の後に、彼は次のような結論を導き出している。「故に我が国の基督教が、宗教の邦語訳を案出するにも、かう云ふ考(キリスト教が真の宗教だという考え—引用者)がその背景に在つたことは疑はれない。唯日本としては、仏教と云ふ一大世界的宗教が、基督教の世界的宗教先立つて、事実存在してをり、信者も相当に在り、我が国に、千有余年の歴史を有し、僧侶中には高僧碩学も少なくなかつた。基督教徒と雖も、此事實は無視する訳にかなかつたらうから、そこで宗教の訳語普及に當つても、宗教の中で、一番偉大なのは基督教、之に仏教は加へて、先づ之を宗教と云ふ訳語の中に入れても可からう位の考えはあつたらうと思ふ。換言すれば、仏教の如き世界的宗教・個人的宗教だけを眼中において、宗教の訳語を捻出し、宗教学上の部族宗教・国民宗教即ち団体の如きは、夢にも知らなかつたのである」(二九四頁)。つまり、神道は訳語「宗教」には含まれなかつたというのである。

加藤は、訳語「宗教」の成立史についての考察を、第二十八条の解釈に持ち込んで、その規定は世界宗教(輸入教)のみを対象としたものであるとの従来の自説を補強している。「欧語のリリジョンを宗教と訳した当時は、仏教の如き世界的宗教の事実だけを宗教現象(事実)として、知つてをつたものだから、宗教と云ふ邦訳は、実は基督教が中心で、それに仏教位を眼中において、欧語のリリジョンを宗教として、訳出して仕舞つたのである。之が一度定まれば、日本では、宗教と云ふ文字を、実は世界的宗教の意味に慣習的に、永い間、使用して来て仕舞つた。憲法を起草当時の人々の頭脳も、此点を変つたあなかつたと思ふ。そこで信教の自由即ち如何なる宗教を信じてても可いと云ふ事は、今日の言葉で云へば、史実如何なる世界的宗教を信じてても可いと云ふ事であつた」(三四四頁)。そして、この議論をさらに補強するために、帝国憲法公布以後、「宗教が法律上の用語として用ひられてをる時は、世界的(個人的)宗教若くは之に準ずるものを意味し、国民的宗教はその中に含まれて居らない」(二四五頁)と述べ、明治二十四年七月二十四日の勅令第八十八号内務省官制第十号第二条や、雑誌「皇教」(昭和十二年三月号)に掲載された中島忠利弁護士論文を論拠として挙げている。

おわりに

以上の分析から、加藤の「国家的神道」論の基本的な枠組みは、小泉八雲や井上哲次郎の説を参考にしつつ、大正十一年頃から昭和元年頃にかけて形成され、その後、いくつか的部分的な修正や追加が行われたことが明らかになった。その内容については、本文中で説明したので、ここでは繰り返さない。しかし、次の課題として、ホルトムの国家神道論の分析を考えているので、稿を閉じるに当って、本稿から引き継ぐべきいくつかの課題を述べておきたい。

まず、加藤の「国家的神道」論は徐々に形成されたものであったこと、また、本文中でも指摘したことであるが、加藤自身の用語の使用に混乱が見られること、これらがホルトムに影響を与えなかったかどうかということである。次に、加藤の議論は、当時の通説を批判して正しい解釈を提示するという意図の下に展開されたものであったこと。それは、「神道とはこのようなものである」という説明の仕方、「これが事実である」という言い方をしている。実は、自分の考えとは相容れない大勢に対して、「神道とはこのように解釈すべきものである」「本当はこう理解すべきである」と、あるべき理解、あるべき姿を主張しているのである。つまり、加藤の「国家的神道」論は、日本や神道の現状というよりもその理想的な在り方、現実の説明というよりも本質の説明なのである。このことが端的に現れているのが、教育に対する加藤の議論である。加藤の議論におけるこのザインとゾレンの微妙な関係を、ホルトムほどの程度理解できたのであろうか。

ホルトムとの関連を別にしても、教育や神社問題に対する彼の議論は、当時の現実というものに対する我々の常識的な理解とは相容れないものがある。我々は、戦前は天皇は神だと教えられていた、と教えられた。しかし、加藤は、そのような教育が行われていなかったことを批判している。我々は、国家神道によって他の宗教が弾圧されたと教えられた。しかし、加藤は、神社神道非宗教論を逆手にとられて、神社神道は存亡の危機に立たされていると認識していた。我々の常識と加藤の認識とのずれは、一体何に由来しているのだろうか。

- (1) 以後、引用する資料における正漢字は通行の表記に改めた。
- (2) 「神道指令」研究の先駆者であるW・P・ウッターは、「神道指令」における「国家神道」という用語の混乱を指摘し、彼自身は、この指令が禁止したものの全体を *State Cult* あるいは *Mythical Cult* と呼び、神社神道が国有化されていた状態を指す用語である。「国家神道」とは明確に区別することの必要性を説いている(拙稿「W・P・ウッター」占領と神社神道」の原文と翻訳)「皇學館論叢」第二十七巻第四号、平成六年八月、二二頁以下参照。
- (3) 「神国民の知と行」は、随筆をまとめたもので、内容的にも関連が薄いと思われたので、「神道信仰要系序論」については、戦後の著述であるために、それぞれ考察の対象からははずした。
- (4) この本以前に明治四十五年に出された「我が建國思想の本義」があるが、これを手に入れることはできなかった。ただし、「我が国体と神道」の序文に、「我が建國思想の本義」は通俗的な時事評論に関連する国体論であるのに対して、本書は教育家・宗教家・政治家・軍人といった指導的立場の人々や研究者の参考にするために書いたとあるから、本書を以て加藤の神道に関する学術的書物の最初と考えたのではないかと思われる。
- (5) 加藤はシュライエルマッハルの「宗教は絶対的激発の感情 *Schlechthines Abhängigkeit*」との定義を紹介している(七六頁)。
- (6) 加藤の「国体神道」は、井上の「国体神道」を参考として考えられたにもかかわらず、両者には大きな隔たりがある。井上のいう「国体神道」は、皇室祭祀を中心とした国家儀礼、つまり神社神道と同じく外形的形式的なものであるのに対して、加藤のいう「国体神道」は、觀念や信仰、つまり内面的精神的なものである。
- (7) かつて、筆者も加藤と同じ観点から詠語「宗教」の成立史を論じた(「神道非宗教論の展開―統神社非宗教論再考序説―」)「法と秩序」一〇二号、昭和六十三年五月)。しかし、その時点では、すでに加藤の研究があることを知らなかった。

(8) もしも、加藤の分析通りであったとすれば、明治初期の宗教をめぐる論議を今日の常識に当てはめて、解釈したり、判断したりすることは、大きな誤解を招くことになりかねない。それは、むしろ、今日の常識が形成される過程であったと見たほうがよいのではないだろうか。